

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

平成 21 年 9 月 25 日

岡山市人事委員会

委員長 中野 惇

本日、本委員会は、議会及び市長に対し、本市としては初めてとなる職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものです。

昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化による厳しい経済・雇用情勢の中にあっても、民間事業所では、この不況を乗り越えようと、懸命な取組が行われているところです。

このような状況の下、本年 4 月における職員給与と民間給与を比較した結果、月例給については、本市職員の給与が民間給与を 4,972 円（1.23%）上回っていることが明らかになり、本委員会としては、給料表の引下げ改定を行う必要があると判断しました。

また、特別給については、職員の支給割合が民間を上回っていたため、0.35 月分引き下げの必要があると判断しました。

本委員会としては、今後とも、地域の民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、市民に対する説明責任を果たしていくことで、公正かつ中立な第三者機関としての立場を堅持して参りたいと考えています。

本年 4 月 1 日の政令指定都市移行により、以前に増して、本市及び職員に対する市民の期待が高まっています。

職員におかれましては、複雑・高度化、多様化する行政ニーズに応えるため、市民サービスの最前線に立って、日々全力で職務に励んでおられるところですが、なお一層の強い使命感と高い倫理観を持って職務にあたられるとともに、市民から寄せられる厚い信頼と大きな期待に応えるべく、厳しい時代にあっても未来を見据え、引き続き、行政サービスの向上、本市の更なる発展のために精励されますよう、大いに期待します。

議会及び市長におかれましては、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されますよう要請します。

市民の皆様におかれましては、人事委員会が行う勧告制度の意義と役割に深いご理解を賜りますようお願い申し上げます。